

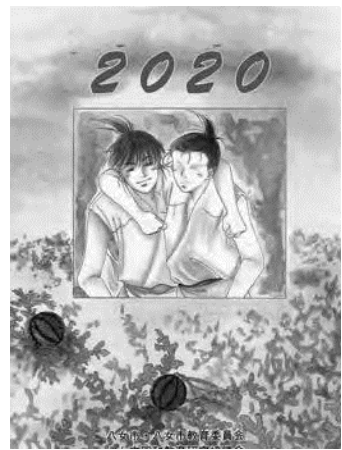
# 「同和問題」の解決に向けて

福岡県では、平成31年3月に「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行し、同和問題の解決に向けて取り組みを進めています。

八女市では、1993年に「同和」問題啓発漫画『2020』を発行しました。2020年の未来へタイムスリップした江戸時代の子どもたちと、未来の人たちとの交流を通し、同和問題について理解を深めようというねらいによって作製した啓発冊子です。2020年には同和問題が解消しているという設定には、人権尊重社会の実現への願いを込めていました。

ど人権を軽視した行為が大きな問題となつていきます。同和問題をめぐっては、差別的な意図で、特定の地域を同和地区であるとしたり、誹謗中傷する内容が掲示されたりするなどの事案が発生しています。名前や顔を知られずに情報を発信することが可能なため、人の心を傷つける行為への罪悪感が希薄になってしまい、知らぬ間にエスカレートしてしまうのかもしれない。また、一度発信された情報は瞬時に拡散され、完全に消すことは困難です。同和問題に関する正しい知識がないと、もし、このような差別的な情報に触れたとき、知らぬ間に偏見や差別意識を受け入れる危険性があります。

「同和」問題啓発漫画『2020』

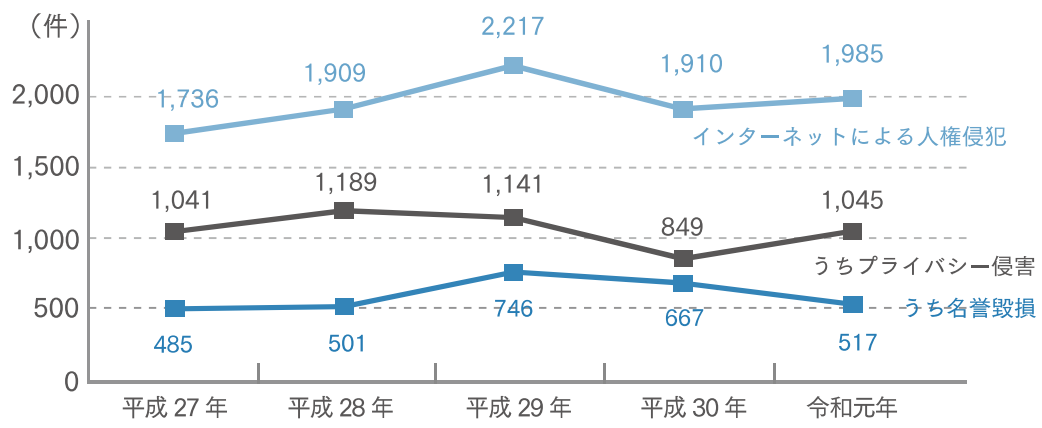


い知識を積み上げていくことが必要となります。

人権は、すべての人間が生まれながらにして持っている、幸せに生きる権利です。人権の尊重を当たり前の行動として自然に表すことのできる社会をみんなで築いていきましょう。

## インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の推移

出典：法務省、平成31年および令和元年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）



### ■時代の変化とともに

今年2020年を迎え、発行から27年の間に、高度情報化社会の到来をはじめ、私たちの社会はさまざまな分野で劇的な変化を遂げました。これにより同和問題をはじめとする人権問題を取り巻く状況も大きく変わり、新たな問題が生じてきました。

インターネットの普及により、いつでも、どこでも、情報をやり取りできるようになりました。その反面、インターネット上での差別的な情報の拡散な

### ■人権の尊重を当たり前の社会に

同和問題をはじめとするさまざまな人権問題は、変化する社会環境とともに複雑化・多様化しています。そのため、一人ひとりが人権問題への感度を高め、学ぶ機会を持ち、正し

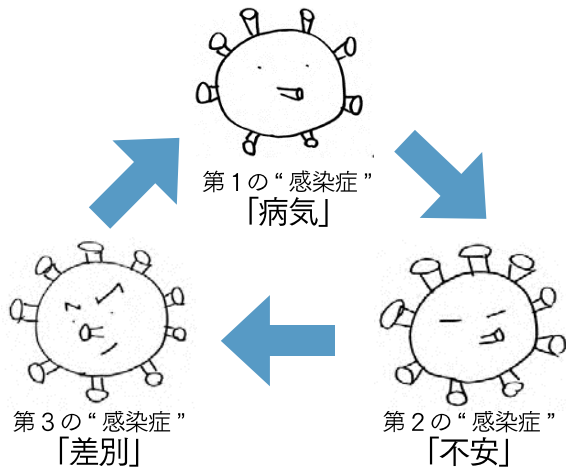
### 人権啓発イベント中止のお知らせ

※毎年実施している「街頭啓発」および「人権のまちづくり市民の集い」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。

# 新型コロナウイルス感染症に 関連した人権への配慮について

日々の生活が新型コロナウイルス感染症のまん延とその対策の影響を受けるなか、感染者やその家族、また濃厚接触者、医療関係者等に対する差別や偏見につながる行為が社会問題化しています。

## 3つの「感染症」はつながっている



一人ひとりが気を付けないとワタシはこ  
うやって力をつけていくよ...

出典:日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!〜負のスパイラルを断ち切るために〜」

## ■同じ過ちを繰り返さないために

この感染症は、私たちが経験したことのないもので、まだ分からないことがたくさんあります。不安や恐れを感じるのは、身を守るためには当然な感情です。しかし、これらの感情が私たちの心の中でふくらみ過ぎると、冷静な判断ができなくなり、ウイルス感染にかかわる人や地域、職業などを必要以上に避けようとするなど差別的な行動につながってしまうことがあります。また、こうした行動が広まると差別を受けるのが怖くて、感染が疑われる症状が出て受診をためらい、結果として病気の拡散を招く恐れがあります。

これまでも、HIV感染者やハンセン病患者等が偏見や差別の対象となってきました。病気への間違った理解によって、患者・回復者やその家族があらゆる面で差別や排除など社会からの不当な扱いを受け、病気と偏見や差別という二重の苦しみにさいなまれる生活を余儀なくされました。

同じ過ちを繰り返さないためにも、

医学の問題としてだけでなく人権の問題として向き合うことが大切ではないでしょうか。

## ■確かな情報と冷静な行動を

どのような状況にあっても、特定の誰かや団体を誹謗中傷したり、いじめたりすることは絶対に許されません。偏見や差別的な言動に同調せず、正しい情報に基づいた冷静な判断と行動が

求められています。

今も最前線で新型コロナウイルスの感染拡大を防ごうとしている人、市民生活を支える仕事をしている人、営業を自粛・休業している人、外出を自粛している人など、皆さんがそれぞれの場所で、できることに懸命に取り組んでいます。このことに感謝し、いま一度、人と人とのつながりの大切さを見つめ直し、みんなで支え合っていきましょう。

## 一人で悩まずにご相談ください

国民が一丸となって感染の拡大に立ち向かうべきときに、最前線で検査や治療等尽力している皆さんを傷付けるような不当な差別や偏見は決してあってはなりません。感染者やその属する施設・機関、日本に居住する外国人等に対する誤解や偏見に基づく差別もあってはならないものです。また、DVや虐待の増加も大きな心配です。私たちは、皆さんの助けになりたいと考えています。

法務省の人権擁護機関では、差別や虐待等のさまざまな人権問題について電話やインターネットで相談を受けています。配偶者やパートナーからのDVにお悩みの人や児童生徒の皆さん、DVや虐待を見聞きした人も、私たちに連絡ください。秘密は守ります。安心してください。一人で悩まずにご相談ください。【新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣メッセージ（一部抜粋）】

- さまざまな人権問題についての相談  
みんなの人権 110 番 (☎ 0570-003-110)
  - いじめ・虐待など子どもの人権問題に関する相談  
子どもの人権 110 番 (☎ 0120-007-110)
  - 家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談  
女性の人権ホットライン (☎ 0570-070-810)
- 【電話受付時間】 平日 8 時 30 分～ 17 時 15 分  
インターネットでも人権相談を受け付けています。



子どもはこちら  
(SOS-e メール)



大人はこちら